

非開示希望の申出をお考えの方へ

松江家庭裁判所

当裁判所に係属する事件について非開示希望の申出をしようとするときは、下記の諸点についてご承知おきください。

記

- (1) あなたから提出された書類は、相手に送付するものと、送付しないものがあります。また、相手に送付しない書類であっても、裁判官の許可を得て相手が書類を見たり、コピーしたりする可能性があります。
- (2) 特に必要があるときを除き、非開示を希望する情報が記載された文書等を裁判所に提出しないでください。 必要があつて非開示を希望する情報が記載された文書等を裁判所に提出する場合、非開示の希望がある書類（情報）は、マスキング（黒塗りなど）をして提出してください。

また、裁判所に書類を提出する際は、提出する書類中に非開示を希望する情報が記載されていないか自らの責任において点検した上で提出してください。 特に非開示を希望する情報が記載されている可能性が高い書類については、提出する前に、十分点検した上で提出してください。

提出前にもう一度確認を！！（非開示を希望する情報が記載されている可能性が高い書類）

- 申立書，意見書，送達場所等届出書，進行に関する照会回答書
- 住民票，戸籍の附票
- 年金分割のための情報通知書
- ※この通知書を提出する場合は、提出方法について職員にご相談ください。
- 源泉徴収票，給与明細書，税務申告書等の所得を証明する資料
- 診断書
- 委任状

- (3) 非開示を希望する情報が記載された文書等を裁判所に提出する場合で、(2)のマスキングの処置をすることができないときは、非開示の希望に関する申出書を提出してください。

なお、非開示の希望に関する申出があつても、同希望に添えない場合があります。

- (4) マイナンバーの記載のある書面は、原則として裁判所に提出しないでください。必要があって提出する場合は、当該部分をマスキング（黒塗り等）した上で提出してください。

次の書類を提出される際はマイナンバーが記載されていないかどうか確認を！！

(マイナンバーが記載されている可能性がある書類例)

・源泉徴収票，確定申告書，住民票の写し

- (5) 非開示を希望した情報に関しては、その情報のみならず、その情報から推測・推知される情報にも注意してください。

例えば・・・

あなたが、住所の非開示を希望する場合、

- ①あなたの勤務先は相手に開示してもいいですか？
- ②現在、お子さんが通学している小学校や通園している幼稚園については相手に開示してもいいですか？
- ③あなたの携帯電話の番号は相手に開示してもいいですか？

- (6) 住所の非開示を希望する場合に、調停調書や審判書等の債務名義に記載された住所と強制執行時における住所とが異なるときに、強制執行に着手することができないことや、着手することができても取り立てをすることができないなど、強制執行に差支えがあることがあります。

本書面に記載されていることについて、ご不明な点があれば、松江家庭裁判所(電話 0852-35-5200)又は最寄りの家庭裁判所の窓口へご照会ください。